

兵庫県公報

平成30年8月7日 火曜日 第3026号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 耕地整理組合の組合長臨時代理者の解任（同）	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
公 告	
○ 入札公告（企画県民部総務課）	4
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	6
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（同）	6
○ 平成31年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	14

告 示

兵庫県告示第718号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成30年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

下鶴井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	古谷修一	豊岡市下鶴井1714番地

~~~~~

### 兵庫県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 水足土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所                |
|-------|------|-------------------|
| 理事    | 岡田孝次 | 加古川市野口町水足1844番地の1 |
| 同     | 橘則和  | 同 市野口町水足1234番地    |
| 同     | 橘雅春  | 同 市野口町水足1354番地    |
| 同     | 大龜衛  | 同 市野口町水足1880番地    |
| 同     | 橘千秋  | 同 市野口町水足1141番地    |
| 同     | 松野明  | 同 市野口町水足1229番地    |

|    |       |   |                |
|----|-------|---|----------------|
| 同  | 橘 利彦  | 同 | 市野口町水足1881番地の1 |
| 同  | 岡田保   | 同 | 市野口町水足1888番地の3 |
| 同  | 橘嗣公   | 同 | 市野口町水足1264番地   |
| 同  | 岡本忠樹  | 同 | 市野口町水足1230番地   |
| 監事 | 橘一宏   | 同 | 市野口町水足1182番地   |
| 同  | 岡田保彦  | 同 | 市野口町水足1334番地   |
| 同  | 長谷川公英 | 同 | 市野口町水足1336番地の2 |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監事

同

同

## 東播用水利土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理事

同

同

同

## 就任役員

## 役員の区分

## 理事

同

同

同

## 大芋土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監事

同

## 氏名

橘 則和

松野 明

橘 雅春

橘 嗣公

岡田 保

大 龜 衛

橘 利彦

西田 十三

橘 拓己

平井 栄宏

長谷川 公英

岡田 保彦

岡本 忠樹

## 住所

加古川市野口町水足1234番地

同 市野口町水足1229番地

同 市野口町水足1354番地

同 市野口町水足1264番地

同 市野口町水足1888番地の3

同 市野口町水足1880番地

同 市野口町水足1881番地の1

同 市野口町水足1263番地

同 市野口町水足1284番地

同 市野口町水足1233番地の1

同 市野口町水足1336番地の2

同 市野口町水足1334番地

同 市野口町水足1230番地

## 住所

明石市大久保町高丘3丁目24番地の5

加古川市東神吉町升田1725番地

三木市別所町興治241番地

加古郡稲美町岡2614番地の176

## 住所

神戸市垂水区塩屋町6丁目14番9-701号

高砂市米田町米田新81番地の9

小野市天神町956番地の1

加古郡稲美町中村412番地の2

## 住所

篠山市中482番地1

同 市三熊107番地1

同 市小倉150番地

同 市宮代332番地

同 市小原486番地

同 市藤坂165番地

同 市市野々543番地

同 市奥山494番地

同 市立金177番地

同 市大藤111番地

同 市市野々735番地

同 市中464番地

|   |         |   |            |
|---|---------|---|------------|
| 同 | 小 林 一 夫 | 同 | 市小倉159番地 1 |
| 同 | 桑 形 広 司 | 同 | 市小原494番地   |
| 同 | 桐 山 元 彦 | 同 | 市立金212番地   |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

同

同

氏 名

田 口 健 治

山 崎 繁 一

山 田 東 男

小 林 秀 人

政 井 哲 志

山 下 喜 久 馬

藤 井 博 文

松 尾 吉 彦

岸 本 俊 勝

外 岡 明 文

中 田 三 代 司

山 田 修 敬

眞 継 泰 喜

上 村 盛 雄

桐 山 進 一

住 所

篠山市三熊107番地 1

同 市市野々543番地

同 市住吉台96番地 2

同 市小倉285番地

同 市小原730番地

同 市藤坂441番地 1

同 市大藤432番地

同 市立金232番地

同 市宮代53番地

同 市奥山426番地

同 市市野々735番地

同 市中133番地

同 市宮代394番地

同 市藤坂820番地

同 市立金177番地

## 片田土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

氏 名

福 岡 秀 幸

福 岡 久 雄

久 保 田 友 康

楠 宏 茂

楠 育 郎

酒 井 惠 司

松 井 康 宏

出 口 文 夫

池 田 正 弘

片 岡 秋 晴

池 田 泰 富

片 岡 晴 男

細 川 好 昭

細 川 幸 宗

池 田 武 志

桑 島 光 明

池 田 敏 和

船 越 一 夫

池 田 学

住 所

南あわじ市志知北424番地

同 市志知北584番地

同 市志知南289番地

同 市志知南303番地 3

同 市志知南262番地

同 市志知北229番地

同 市志知南326番地

同 市志知北675番地

同 市志知北406番地

同 市志知北731番地

同 市志知南172番地

同 市志知北687番地

同 市志知南272番地

同 市志知南266番地

同 市志知北733番地 2

同 市志知北570番地

同 市志知北714番地

同 市志知北382番地 2

同 市志知南299番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

氏 名

福 岡 秀 幸

福 岡 久 雄

久 保 田 友 康

楠 宏 茂

楠 育 郎

酒 井 惠 司

住 所

南あわじ市志知北424番地

同 市志知北584番地

同 市志知南289番地

同 市志知南303番地 3

同 市志知南262番地

同 市志知北229番地

|     |     |     |   |             |
|-----|-----|-----|---|-------------|
| 同   | 久保田 | 修   | 同 | 市志知南316番地   |
| 同   | 出 口 | 文 夫 | 同 | 市志知北675番地   |
| 同   | 池 田 | 正 弘 | 同 | 市志知北406番地   |
| 同   | 片 岡 | 秋 晴 | 同 | 市志知北731番地   |
| 同   | 池 田 | 泰 富 | 同 | 市志知南172番地   |
| 同   | 片 岡 | 晴 男 | 同 | 市志知北687番地   |
| 同   | 細 川 | 好 昭 | 同 | 市志知南272番地   |
| 同   | 細 川 | 幸 宗 | 同 | 市志知南266番地   |
| 同   | 池 田 | 武 志 | 同 | 市志知北733番地 2 |
| 同   | 桑 島 | 光 明 | 同 | 市志知北570番地   |
| 同   | 池 田 | 敏 和 | 同 | 市志知北714番地   |
| 監 事 | 船 越 | 一 夫 | 同 | 市志知北382番地 2 |
| 同   | 池 田 | 学   | 同 | 市志知南299番地   |



**兵庫県告示第720号**

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、加古郡雁戸井耕地整理組合の組合長臨時代理者として指定した次の者を解任したので、告示する。

平成30年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 住所  
加古川市八幡町上西条776番地
- 2 氏名  
畠 康 人



**兵庫県告示第721号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市火打1丁目376番、392番2の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

**公 告**

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8 月 7 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
ふるさとひょうご寄附金管理システム導入及び運用保守業務
  - (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
契約日から平成33年（2021年）3月31日（水）まで

## (4) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入札管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館7階

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 総務企画班

電 話 (078) 341-7711 内線2233

F A X (078) 362-3904

電子メールアドレス kikaku\_somu@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年8月7日(火)から同月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年8月20日(月)午前11時 兵庫県庁西館2階 企画県民部会議室

(4) 入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年8月17日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、平成30年8月17日(金)正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締

結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年8月27日（月）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。



**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成30年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限          | 使用者の住所 | 交付県民局、<br>県民センター | 紛失年月      |
|----|---------|---------------|--------|------------------|-----------|
| 船舶 | A296590 | 平成32年 4 月 1 日 | 伊丹市    | 阪神北県民局           | 平成30年 7 月 |



**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成30年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

| 種類                 | 用途 | 記号・番号                           | 有効期限            | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称                          | 交付県民局、県民センター | 紛失年月日          |
|--------------------|----|---------------------------------|-----------------|----|-----------------------------------------------|--------------|----------------|
| 1,000<br>リットル<br>券 | 漁船 | H05 8191748<br>～<br>H05 8191766 | 平成30年<br>12月13日 | 19 | 高砂市高砂町藍屋町1711—7<br>エム・エム・エス高砂油槽所<br>(有) 高砂油槽所 | 東播磨<br>県民局   | 平成30年<br>6月27日 |



**平成31年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集**

平成31年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成30年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注） 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

- (1) 平成31年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
- (2) 平成31年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

| 封筒の種類  | 長形 3号（定型）                                                                                                                    | 角形 2号（A 4判）         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 用紙     | クラフト紙、サイド貼り                                                                                                                  | 同左                  |
| 広告掲載箇所 | 裏面（縦11cm以内×横16cm以内）                                                                                                          | 裏面（縦20cm以内×横22cm以内） |
| 広告刷り色  | 黒 1色                                                                                                                         | 同左                  |
| その他    | (1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。<br>(2) 枠外に次の旨を表記する。<br>「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○ (広告主の名称・電話番号)<br>兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」 |                     |

（参考）過去の発注実績

| 年 度    | 長形 3号（定型） | 角形 2号（A 4判） |
|--------|-----------|-------------|
| 平成26年度 | 333 千枚    | 323.5 千枚    |
| 27年度   | 318 千枚    | 323.5 千枚    |
| 28年度   | 331 千枚    | 333.0 千枚    |
| 29年度   | 346 千枚    | 347.5 千枚    |

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形 3号及び角形 2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記 2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

## 6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの

## 7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成31年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoukouku.html>

- (2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると兵庫県が認めるときはその全部又



は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成30年9月14日（金）から同年10月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成30年10月5日（金）必着）により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。
- (2) 最高価格の広告掲載料を提示した者が2人以上のときは、抽選により決定する。
- (3) 適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (4) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班  
 T E L (078) 341-7711 内線2043  
 F A X (078) 362-3902



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市王子町字山ノ下137番、138番、141番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町溝之口584番地  
株式会社三建 代表取締役 岩井 敏
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年7月12日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-2号（29小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市細野町109番1、109番6、110番1、131番2、131番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東今宿三丁目2番11号

株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 6 月21日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－10－2 号（29赤穂）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8 月 7 日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター所長 高 松 宏 文

1 入札に付する事項

(1) 調達名称

農業技術センター園芸温室製造請負工事一式

(2) 履行場所

兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533

(3) 工事概要

ア 工種 製造請負工事（受注者責任設計及び施工工事）

イ 規模

(7) 果樹温室 3棟×144.0㎡ 軒高2.8m 間口8.0m 奥行18.0m

(4) 花き温室 3棟×124.2㎡ 軒高2.3m 間口5.4m 奥行23.0m

(7) トマト温室 3棟×144.0㎡ 軒高3.8m 間口8.0m 奥行18.0m

(2) イチゴ温室 3棟×144.0㎡ 軒高2.5m 間口8.0m 奥行18.0m

(7) 葉物野菜温室 3棟×144.0㎡ 軒高2.5m 間口8.0m 奥行18.0m

(4) 研修用温室 1棟×124.2㎡ 軒高2.3m 間口5.4m 奥行23.0m

ウ 型式 両屋根型硬質フィルム温室

(4) 履行期限

平成31年 3 月28日（木）限り

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に建築で登録されていること。

また、同名簿に建築で登録されていない者については、開札時までに入札参加資格を取得（登録）すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(2) 平成20年度以降入札公告日の前日までに完了した国（独立行政法人、公団及び公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）又は市町村（公社を含む。）が発注した同種（両屋根型硬質フィルム温室）かつ同規模（120㎡×12棟以上）の施工実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

(6) 配置技術者の要件

ア 建設業法の規定による建築一式業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこ

とにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

### 3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び6(4)キで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧期間

平成30年8月7日(火)から同月21日(火)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所)

〒679-0198 兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533

兵庫県立農林水産技術総合センター 総務部

電話(0790)47-2400 内線212 FAX(0790)47-0549

### 4 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び仕様書等の交付

#### (1) 交付期間

ア 入札参加資格確認資料等

平成30年8月7日(火)から同月21日(火)まで

イ 誓約書及び仕様書等

平成30年8月7日(火)から同年9月14日(金)まで

#### (2) 交付方法

県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「工事・設計」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

### 5 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期間

平成30年8月7日(火)から同月21日(火)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参又は郵送すること。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札日時及び場所

平成30年9月18日(火)午後2時

兵庫県立農林水産技術総合センター 会議室棟(旧食堂棟)

#### (2) 入札方法等

上記(1)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて平成30年9月14日(金)午後5時までに上記3(2)の場所に必着すること。

## (3) 入札保証金及び契約保証金

要

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に提出すること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

キ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

エ 別紙、入札説明書9(3)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

ア 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## (7) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。

## (8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 無

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

7 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- (ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札日までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

- (4) 詳細は入札説明書による。

- (5) 問合せ先

上記3(2)に同じ。

- (6) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立農林水産技術総合センター総務部にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページで公表する。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Construction of greenhouse

- (2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 21, 2018

- (3) Deadline for tenders:

14:00 September 18, 2018 by direct delivery

17:00 September 14, 2018 by mail

(4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sunagawa, Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry & Fisheries  
1533 Minaminooka Kou, Befu-cho, Kasai, Hyogo 679-0198  
TEL (0790)47-2400 Ext. 212

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 8月 7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

|            |                   |
|------------|-------------------|
| はびね神戸魚崎式番館 | 同 市東灘区魚崎南町8丁目10-7 |
|------------|-------------------|

を

「

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| はびね神戸魚崎式番館     | 同 市東灘区魚崎南町8丁目10-7 |
| コープはもとらんどハイム本山 | 同 市東灘区田中町2丁目9-10  |
| イリーゼ神戸青木       | 同 市東灘区青木2丁目4-26   |

に、

「

|            |                   |
|------------|-------------------|
| ケアハウス ふるさと | 同 市垂水区塩屋町6丁目32-48 |
|------------|-------------------|

を

「

|            |                   |
|------------|-------------------|
| ケアハウス ふるさと | 同 市垂水区塩屋町6丁目32-48 |
| ソレアード垂水    | 同 市垂水区野田通9-10     |

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第49号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年6月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 8月 7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

その他の政治団体

| 名称  | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                |
|-----|--------|---------|---------------------------|
| 厚創会 | 山口 右 朋 | 山口 右 朋  | 神戸市須磨区白川台 2—37—<br>302棟68 |